

京都市告示第 3 4 2号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、農業用水路等の起終点を変更しましたので、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 4 年 9 月 2 日

京都市長 門川 大作

(変更する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	旧新別	起 点 終 点
1	大原野水 0 0 4 4 号	旧	(起点) 西京区大原野上里南ノ町930番地先 (終点) 西京区大原野上里南ノ町112番地先
		新	(起点) 西京区大原野上里南ノ町112-3番地先 (終点) 西京区大原野上里南ノ町112-1番地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)